

平成29年

第2回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

平成29年11月24日 開会

平成29年11月24日 閉会

中央広域環境施設組合

平成29年第2回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 平成29年11月24日（金曜日）

招集場所 中央広域環境施設組合 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 17名

1番 細井 英輔	2番 塩田 智子
4番 近久 善博	5番 原田 由一
6番 福岡 正	7番 山添 純二
8番 江澤 信明	9番 稲岡 正一
10番 三浦 三一	11番 木村 松雄
12番 吉田 正	13番 松村 幸治
14番 笠井 一司	15番 高橋 勲
16番 東條 昭二	17番 吉岡 薫
18番 鈴木 幸三	

欠席議員 1名

3番 栗原 五男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 藤井 正助	副管理者 川真田 哲哉
副管理者 玉井 孝治	副管理者 松田 卓男
会計管理者 秋山 雅彦	監査委員 柿部 美彦
事務局長 住友 勝次	総務課長 北川 正司

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐 岡本 泰昌	業務課課長補佐 高岡 寛之
総務課主査 小松 真一郎	業務課主査 渡辺 大輔
電気主任技術者 後藤田 実	総務課主事 楠本 祐士

議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 議長選挙について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 報第2号 平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議第7号 平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議第8号 中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第9号 中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定について
- 日程第9 議第10号 平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議第11号 財産の処分について
- 日程第11 議第12号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局長（住友 勝次君）

事務局長の「住友」でございます。

本日は、平成 2 9 年第 2 回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。議会を開く前に、ご報告いたします。

本日の定例会には、吉野川市議会におかれまして、議長の改選及び組合構成議員の改選が行われましたことに伴いまして、組合議長が空席となっております。議長が選任されるまでの間は、地方自治法第 1 0 6 条の規定によりまして、「議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」こととなっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、江澤副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（江澤 信明君）

皆さま、こんにちは。着席によって議事を進行させていただきます。

初めに報告事項がございます。吉野川市議会の栗原 五男君から欠席するとの届出がございました。ご報告いたします。

事務局長からの報告がありましたが、議長選が行われるまでの間、副議長の私が議長の職務を行わせていただきます。それでは皆さん、ご協力お願い申し上げます。それでは始めたいと思っております。

ただいまの出席議員は、1 7 名（全議員数 1 8 名）で定足数に達しております。よって、平成 2 9 年第 2 回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしました。ただいまから、平成 2 9 年第 2 回中央広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、本日の日程はお手元に配布いたしてあります日程表のとおりでございます。

まず、日程第 1、「議席の指定」を行います。議席は、ただいま着席の議席といたします。なお、お手元に議席表を配布しております。

日程第 2、「議長選挙について」を議題といたします。

中央広域環境施設組合同規約第 7 条第 2 項に基づき、「議長は、関係市町の議会の議長の中から互選する。」となっております。ただいまより小休をいたしますので、休憩中に互選を行います。

暫時小休いたします。それでは各市町の議長さん、退席お願い申し上げます。

（午後 1 時 3 3 分）小休

（午後 1 時 3 5 分）再開

○副議長（江澤 信明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、休憩中にご協議お願いしました結果、報告いたします。

中央広域環境施設組合議会の議長に吉野川市議会議長の細井 英輔君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

ただ今、議長に互選されました細井 英輔君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。細井 英輔君のごあいさつをお願いしたいと思います。

○議長（細井 英輔君）

失礼します。只今、議長に互選されました吉野川市議会の細井 英輔と申します。公平公正に努めたいと思いますので、皆さんどうかよろしくお願い致します。

○副議長（江澤 信明君）

ありがとうございました。

新議長も決まりましたので、これを持ちまして私の議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

細井議長、よろしくお願い申し上げます。

議事の都合により暫時休憩します。

（午後1時36分）休憩

（午後1時37分）再開

○議長（細井 英輔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、10番 三浦 三一 君、18番 鈴木 幸三 君を指名いたします。

続きまして日程第4、「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いた

しました。これより審議にはいります。

管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○管理者（藤井 正助君）

議長。

○議長（細井 英輔君）

管理者。

○管理者（藤井 正助君）

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日、平成29年第2回中央広域環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、組合議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、日頃の組合運営等におきましても格段のご理解、ご協力を賜っておりますことに重ねて厚くお礼を申し上げます。提案理由を説明させていただく前に一言ご挨拶を申し上げます。最初に、私事でございますが本年4月16日の阿波市長選挙におきまして初当選させていただき、互選によりまして当組合の管理者として就任させていただいております。今後4年間、当組合発展のため全力で職務に取り組んでまいり所存でございますので、組合議員各位におかれましてはご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今回は吉野川市議会、板野町議会、上板町議会から新たに10名の組合議員が選出されました。更に上板町におきましては去る10月20日に松田卓男氏が新町長に就任されまして当組合の副管理者となり、初めての定例会となっております。何卒よろしくお願いいたします。

ここで、当施設の昨年度の運営状況につきましてご報告させていただきます。平成28年度のゴミ搬入量は3万204トンで前年度に比べまして122トンの減少でございました。ゴミ溶融処理量は3万1,914トンで前年度に比べ714トンの増加、1日当たりの処理量は平均99.4トンでございました。昨年は、台風による建物の被害や落雷による機器の破損等がございましたが、今年は災害による被害も無く、安定した施設の稼働が継続しております。

今後も、周辺環境に十分配慮しながら安全・安心な施設運営に努めるとともに、計画的かつ効率的に施設を稼働させることで、経費削減に取り組んで参る所存でございます。

それでは、提案理由について、ご説明申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書」に関する報告案件が1件、「平成28年

度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定」に関する案件が1件、「中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」等の条例案件が2件、「平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」の予算案件が1件、「財産の処分」に係ります案件が1件、「徳島県市町村総合事務組合同規約の変更」に関します案件が1件の計7件でございます。

まず、報第2号、平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

次に、議第7号、平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第2項の規定におきまして、監査委員の審査に付しましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議第8号、中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童福祉法等の一部改正によりまして養育里親の定義の見直しや、育児休業の承認等についての特別な事情の追加に伴いまして、中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第9号、中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定につきましては、一般廃棄物処理施設の建設及び解体に要する経費に充てるための基金を設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第10号、平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億4,136万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、23億1,674万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、財産売却収入と、繰越金を基金として積立させていただくものでございます。

次に、議第11号、財産の処分につきましては、組合財産であります中央美化センター跡地の売り払いを行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び中央広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第12号、徳島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、徳島県市町村総合事務組合が共同処理する団体の追加、消防賞じゅつ金等の支給対象拡充、本文と別表での異なる表記を統一する規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、概略を説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次ご説明なり、補足説明を申し上げて参りたいと思いますので、十分ご審議の上、すべて原案どおり承認くださいますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第5、報第2号「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

報第2号 平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

議案書の報第2号をご覧ください。

本年3月の第1回定例会におきまして、平成28年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第2号)で議決をいただきました繰越明許費につきまして、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3款 衛生費、1項 清掃費、事業名 中央広域環境センターごみピット天井修繕工事、金額3,628万8,000円、翌年度繰越額3,628万8,000円、財源内訳は、一般財源でございます。これは、中央広域環境センターごみピット天井修繕工事が繰り越しとなったものでございます。

なお、工事は終わりました、工事費2,916万円、災害共済金は1,444万9,842円でございます。

以上で報第2号、「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」の補足説明とさせていただきます。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によります報告事項でございますので、以上で終了いたします。

それでは、日程第6、議第7号「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

議第7号 平成28年度 中央広域環境施設組合 一般会計歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。

議案書の議第7号をご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成28年度中央広域環境施設組合 一般会計 歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出決算書の2P、3Pをご覧ください。

「歳入」からご説明いたします。

1款、分担金及び負担金。予算現額21億1,107万1,000円、収入済額21億1,107万1,000円。

2款、使用料及び手数料。予算現額6,095万9,000円、収入済額6,289万4,880円。

3款、財産収入。予算現額343万1,000円、収入済額343万3,789円。

4款、繰入金。予算現額1,000円、収入済額0円。

5款、繰越金。予算現額6,292万3,000円、収入済額6,292万3,

879円。

6款、諸収入。予算現額69万円、収入済額178万3,920円。

歳入合計としまして、予算現額22億3,907万5,000円、収入済額22億4,210万7,468円でございます。

続いて4P、5Pをお願いします。「歳出」でございます。

1款、議会費。予算現額42万1,000円、支出済額39万9,193円、不用額2万1,807円。

2款、総務費。予算現額8,176万1,000円、支出済額7,969万2,056円、不用額206万8,944円。

3款、衛生費。予算現額14億4,202万8,000円、支出済額13億2,129万2,226円、翌年度繰越額3,628万8,000円、不用額8,444万7,774円。

4款、公債費。予算現額6億4,850万8,000円、支出済額6億4,833万9,826円、不用額16万8,174円。

5款、諸支出金。予算現額6,535万7,000円、支出済額6,535万6,789円、不用額211円。

6款、予備費。予算現額100万円、支出済額0円、不用額100万円。

歳出合計としまして、予算現額22億3,907万5,000円、支出済額21億1,508万90円でございます。

6Pをお願いします。歳入決算額22億4,210万7,468円、歳出決算額21億1,508万90円、歳入歳出差引額1億2,702万7,378円でございます。

続きまして、8P、9Pをお願いします。「事項別明細書」の「歳入」でございます。

1款1項1目、負担金。予算現額21億1,107万1,000円、収入済額21億1,107万1,000円。各構成市町の内訳は、備考欄に明記されていますとおり、吉野川市が、8億5,950万5,000円、阿波市が、7億5,024万5,000円、板野町が、2億7,206万1,000円、上板町が、2億2,926万円でございます。

2款1項1目、衛生手数料。予算現額6,095万9,000円、収入済額6,289万4,880円。一般廃棄物ごみ収集許可業者が当環境センターにごみを搬入する時に納めていただく処理手数料で、現在は、搬入量1t当たり6,480円でございます。

3款1項1目、財産貸付収入。予算現額59万9,000円、収入済額59万9,868円。これは、中央美化センター跡地の貸付収入でございます。

同款同項2目、利子及び配当金。予算現額10万8,000円、収入済額10万9,033円。これは、財政調整基金の利子でございます。

同款2項1目、不動産売払収入。予算現額272万4,000円、収入済額272万4,888円。これは、中央美化センター跡地の一部を売り払った収入でございます。

4款1項1目、財政調整基金繰入金。予算現額1,000円、収入済額0円。

10P、11Pページに移りまして、

5款1項1目、繰越金。予算現額6,292万3,000円、収入済額6,292万3,879円。前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目、預金利子。予算現額1万円、収入済額8万5,773円。歳計現金の預金利子でございます。

同款2項1目、雑入。予算現額68万円、収入済額169万8,147円。内訳は、備考欄にございます。主なものとしまして、下から2項目の副産物売払収入が、122万4,467円、次の資源化物売払収入が24万4,310円でございます。

以上、歳入の収入額合計が、22億4,210万7,468円でございます。

続きまして、歳出について、ご説明させていただきます。

12P、13Pをお願いします。

1款1項1目、議会費。予算現額42万1,000円、支出済額39万9,193円。主に議員報酬でございます。

2款1項1目、一般管理費。予算現額8,138万5,000円、支出済額7,944万3,166円、不用額194万4,684円でございます。職員給与、負担金などの人件費でございます。

続きまして14、15Pをお願いします。

2款2項1目、監査委員費。予算現額37万6,000円、支出済額25万1,740円。主に監査委員の報酬でございます。

16、17Pをお願いします。

3款1項1目、塵芥処理費。予算現額14億4,202万8,000円、支出済額13億2,129万2,226円、繰越明許費3,628万8,000円、不用額8,444万7,774円でございます。支出額が大きい項目といたしまして、11節、需用費。予算現額5億9,440万8,000円、支出済額5億2,388万3,800円、不用額7,052万7,620円でございます。不用額は、原油価格の下落によるLNG単価の下落や電気料金の値下げによるものでございます。

13節、委託料。予算現額8億4,135万5,000円、支出済額7億9,148万8,825円、不用額1,264万6,175円でございます。委託業務としましては、備考欄にございますとおり、環境センターの運転・整備・環境調査・副産物運搬・リサイクル処理などがございます。

18、19Pをお願いします。

4款1項、公債費。予算現額6億4,850万8,000円、支出済額6億4,833万9,826円、不用額16万8,174円。施設建設時の財政融資資金貸付金の平成28年度分の償還金でございます。元利均等償還のため、償還額は、前年度と同額でございます。

続きまして、5款1項1目、基金費。予算現額343万4,000円、支出済額343万3,789円、不用額211円。これは中央美化センター跡地の賃貸料、一部売払収入、基金の利子を積み立てたものでございます。

同款2項1目、還付金。予算現額6,192万3,000円、支出済額6,192万3,000円、不用額0円。これは、平成27年度決算において発生した剰余金を構成市町に還付をさせていただいたものでございます。

6款1項1目、予備費の実績はございません。

以上、歳出の支出額合計が、支出済額21億1,508万90円でございます。次に20Pをお願いします。

「実質収支に関する調書」でございますが、1歳入総額22億4,210万7,468円、2歳出総額21億1,508万90円、3歳入歳出差引額1億2,702万7,378円、4翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額3,628万8,000円、5実質収支額9,073万9,378円、6地方自治法の規定による基金繰入金はありません。

22、23Pをお願いします。

「財産に関する調書」でございますが、1.公有財産の土地に変動がありました。中央美化センター跡地の一部売り払いにより、減少しています。2.物品は、平成28年度中の変動はございません。3.基金は、中央美化センター跡地の賃貸料59万9,868円、中央美化センター跡地の一部売り払い収入272万4,888円、「財政調整基金利子」10万9,033円の増により決算年度末現在で、3億1,267万5,660円でございます。

24、25Pの「主要な施策の成果に関する説明書」ですが、ご覧のとおりとなっております。新たな施策はなく、例年どおりの事業を一般財源において実施しています。

以上で、平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての補足説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、議第7号「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」は事前に監査を受けております。柿部代表監査委員に監査の報告を求めます。

○代表監査委員（柿部 美彦君）
議長。柿部監査委員。

○議長（細井 英輔君）
柿部監査委員。

○代表監査委員（柿部 美彦君）

平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び審査1件について地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について、稲岡監査委員とともに審査した結果をご報告いたします。

意見書の1ページをご覧ください。

審査の期間は、平成29年7月25日から28日までで管理者から審査に付された一般会計歳入歳出決算書並びに付属書類現金出納保管状況調書及び基金の運用状況調書が平成28年度の財政状態を一斉に表示しかつ正確に記録されているか否かを検証するために、関係帳簿及び証拠書類と照合し必要に応じて決算資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて平成28年度に実施いたしました定期監査及び出納検査の結果も考慮に入れて審査を行いました。その結果、一般会計歳入歳出決算書及び付属書類は適正に調整され誤りもなく、決算における提出は正確で内容も正確であると認められました。

また、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。決算規模、財政運営及び決算状況の収支、前年度決算の数字を含め1ページの中段以降に記載をしております。

平成28年度における一般会計の決算額は歳入が22億4,210万7,468円。歳出は21億1,508万900円で、歳入は前年度を5,579万2,678円増加いたしました。歳出は前年度より831万821円減少しております。これに伴いまして、歳入歳出差引額が前年度決算額より6,410万3,499円、1億2,702万7,378円となっておりますが、この内3,628万8,000円は冒頭で事務局からご説明がありましたように繰越明許費、実質収支は9,073万9,378円でございます。この額が平成29年度に繰り越され、経常収支比率は前年度より3.2%下がりまして93.9%となっております。

地方債は年間、現在6億4,833万9,826円を元利均等償還しております。平成28年度末の現在高は17億9,733万4,619円であります。年間6億5,000万円近い償還額は平成30年度まで続きまして、平成32年度には償還が完了いたします。

一番下の段の決算収支の状況では、実質収支、単年度収支ともに黒字になっ

たため、実質、単年度収支も黒字になっております。

2ページから6ページには歳入歳出決算額の分析結果を記載しておりますので、ご高覧賜りたいと思います。

総合意見を述べさせていただきますので、意見書の7ページをお開き下さい。

平成28年度中央広域環境施設組合の決算状況は、歳入は前年度に比べ5,579万2,678円多い、22億4,210万7,468円となっております。これは年次計画で実施しております整備委託料増加等に伴う構成自治体からの分担金増加や、ゴミ処理経費不用額増加に伴う繰越金の増加が主な要因でございます。

歳出は前年度に比べると831万821円少ない21億1,508万90円となっております。これは繰越金増加に伴いまして構成自治体への還付金や整備委託料、落雷に伴います機械設備補修費等が増加した反面、職員減に伴う人件費や原油価格下落に伴いますLNG購入費、PCBを含むトランス処理経費等の物件費が大きく減少したことなどが主な要因であります。

燃料費の大部分を占めるLNGについては、エネルギー管理による省エネ対策として、平成21年度から炉全体の温度管理をブロック管理に変更して、温度を平準化することによりLNG及び酸素の噴射注入量を低減するとともに、スラグを円滑に排出する高温反応炉均質化炉バーナーのLNG使用量を可能な限り削減しております。

平成28年度もこの手法を継続して、1tあたりのゴミ処理に要するLNG使用量は、0.0519tと昨年度よりわずかながら減少しております。また、料金は貿易統計価格が大幅に下落したため、1tあたりのLNG単価は平成27年度の5,517円に対し、平成28年度は3,377円と2,140円/t抑制することができております。

電気料金についても、長期連続運転を実施することによりまして、使用電力量を平準化するなど効率的な電力使用に努めると共に、原油価格の下落による電気料金の値下げにより1tあたりの単価は平成28年度の7,721円に対し、平成28年度は7,091円と630円抑制できております。

これらの要因により、トータルでは1tあたりのごみ処理単価は、平成27年度の4万3,779円に対し、平成28年度は4万1,401円と2,378円抑制できている。

ただ、抑制に貢献したのは電気料金とLNG価格の下落という外的な要因であり、今後とも原油価格の変動等に注意するとともに、引き続き省エネ対策を推進する必要があります。また、薬品や消耗器材等の経常経費につきましても、可能な限り抑制しなければなりません。

今後の財政運営にあたっては、歳入関係については、適正な額の予算化、適時の調定、納付期限内の収納及び速やかな現金収納手続きなど、適正な事務処理が確保されるよう努めること。溶融スラグは、安定した取引先が確保されつ

つあるので、取り組みを継続していただきたいと思います。

歳出関係については、限られた財源を効率的・効果的に活用できるよう、あらゆる支出の必要性和金額の妥当性を検証していただき、適切な執行に努めることが必要である。

この施設は平成17年8月1日の稼働以来13年目を迎え、機械設備の経年劣化が進行しており保守点検と適切な補修に努めなければなりません。また、今後のごみ処理施設についても方針を示さなければならぬ時期にさしかかっています。処理方法や費用、必要な財源について中央広域環境施設組合と構成自治体が互いに知恵を出し合いながら、協力して検討に入っていただきたい。

当組合を構成する自治体の財政状況も逼迫している。構成自治体には、今後ともごみの減量化に努めていただき、中央広域環境施設組合には、なおいっそう処理経費の削減に努めるよう期待いたしまして決算審査意見書といたします。

○議長（細井 英輔君）

以上で、補足説明及び監査の報告が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。お諮りいたします。

議第7号「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議第7号「平成28年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、これを認定する事に決定いたしました。

続きまして日程第7、議第8号「中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）
北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

議第8号 中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の議第8号をご覧ください。

今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び人事院規則改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は2点ございます。

1点目としまして、養育里親の定義について、第6条の4第2項から第6条の4第1号へ改正が行われたことにより、改正を行うものでございます。

2点目としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律において、条例で定める特別の事情が3項目ございますが、それぞれの項目について、いわゆる待機児童の状況にある場合に認定されることとなる事情を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で補足説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

議第8号「中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議第8号「中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第8、議第9号「中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

日程第8議第9号 中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の議第9号をご覧ください。

本条例は、一般廃棄物処理施設の建設及び解体に要する経費に充てるための基金を設置するために、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は、基金の設置とその目的について規定しております。

第2条から第5条については、基金の積み立て、管理、運用益金の処理、繰替運用についての規定であります。

第6条は、一般廃棄物処理施設整備に充てるための処分についての規定となっております。

第7条は、委任についての規定となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で補足説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○13番（松村 幸治君）

議長。

○議長（細井 英輔君）

13番 松村議員。

○13番（松村 幸治君）

組合議会議員の阿波市の松村でございます。

この中央広域環境センターの運営が、今年8月で13年目を迎えております。覚書や協定書に提示されている稼働期限20年が近づいております。新施設について、他の構成市町に受け入れていただきたいと、まず申し上げてその中で新施設建設に向けた候補地の状況、また取組についてどうなっているかということをお伺いしたい。

○管理者（藤井 正助君）

議長。

○議長（細井 英輔君）

管理者。

○管理者（藤井 正助君）

松村議員のご質問の新施設建設に向けた候補地の状況及び取組状況について、当センターは正式稼働開始から本年8月をもって12年を経過し、13年目に入っております。

この間、大きな機器の故障もなく、安定稼働を計り現在に至っております。稼働期限の20年につきまして構成市町において充分認識していただいております。周辺地域の方々とお約束しております覚書、協定書を遵守するため、今回新施設建設に向けた中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定を提案させていただきました。

また、本年10月より幹事会、課長会において新施設に関する協議を開始したところです。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○13番（松村 幸治君）

議長。

○議長（細井 英輔君）

13番 松村議員。

○13番（松村 幸治君）

只今、管理者からのご答弁で、幹事会、課長会において新施設に関する協議を開始したという事でした。

今回の組合議会を機に各組合市町にお持ち帰りいただきまして候補地の選定等に、よりスピード感を持って取り組んでいただきたいとお願いしたい。阿波市、特に土成町、吉野町はここ12年間、住民が頑張って参りました。これをまた要望いたします。以上です。

○議長（細井 英輔君）

他にご質疑ございませんか。

○6番（福岡 正君）

はい、議長。

○議長（細井 英輔君）

6番 福岡議員。

○6番（福岡 正君）

基金の2条で、基金として積み立てる額は一般予算で定めると書かれているが、目安としてどれくらいになるのですか。

○事務局長（住友 勝次君）

はい。事務局長 住友。

○議長（細井 英輔君）

住友事務局長。

○事務局長（住友 勝次君）

額につきましては、まだ確定しておりません。というのは、当然、規模によりましてどのような施設を作るのか、今は熔融炉でございますが、ストーカー方式など色んな方式がございます。そういった所で徐々に積み立てていく、今年に限っては繰越金を積んでいくという方向で、させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番（福岡 正君）

はい。議長。

○議長（細井 英輔君）
6番 福岡議員。

○6番（福岡 正君）

今のところは基金に積む金額、目標が定かではないということですが、溶融炉にするか、ストーカー方式にするかによって建設費も維持管理費も大きな金額の差が出てくると思いますので、条例を作る前にそのような目安もきっちり決めて、目標が定まっていけないのに、ただこのような条例を作るよりも、先にどのようなものを作るかを議論して、目標をきちんと決めてから基金条例を作る。それが望ましいと思うがどうでしょうか。もう6、7年しかない。20年しかこの施設は使えない。ですから、そのような事も含めて考えてしていかなければと思う。

○管理者（藤井 正助君）
はい。議長。

○議長（細井 英輔君）
管理者。

○管理者（藤井 正助君）

福岡議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、松村議員の質問にもお答えしましたように、20年というお約束、そして現在13年目を迎えたということで、期限まで後7年ということでございまして、福岡議員からのご指摘は方式を定めてからというご意見でございましたが、先ほど申しましたように10月から候補地の選定をしていただき、その中で順次方式についても定めていきたい。そして基金については、財政事情もございまして、出来るだけ長い間で平準化して目的の基金を積んでいきたいということで今回提案させていただきましたので、ご了承の程、よろしく願います。以上です。

○議長（細井 英輔君）
その他にご質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）
お諮りいたします。

議第9号「中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議第9号「中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第9、議第10号「平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

議第10号 平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議第10号の補正予算書（第1号）の1Pをご覧ください。

平成29年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,136万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,674万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2Pをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。

3款1項、財産運用収入。補正前の額31万4,000円、補正額5万6,000円の増、補正後の額37万円。

同款2項、財産売払収入。補正前の額1,000円、補正額5,156万6,000円の増、補正後の額5,156万7,000円。

5款1項、繰越金。補正前の額100万円、補正額8,973万9,000円の増、補正後の額9,073万9,000円。

歳入合計といたしまして、補正前の額21億7,538万4,000円、補正額1億4,136万1,000円の増、補正後の額23億1,674万5,000円でございます。

続きまして3ページ、歳出でございます。

2款1項、総務管理費。補正前の額8,351万円、補正額14万9,000円の減、補正後の額8,336万1,000円。

5款1項、基金費。補正前の額16万6,000円、補正額1億4,151万円の増、補正後の額1億4,167万6,000円。

歳出合計といたしまして、補正前の額21億7,538万4,000円、補正額1億4,136万1,000円の増、補正後の額23億1,674万5,000円でございます。

10P、11Pをお願いします。事項別明細書の歳入について、ご説明させていただきます。

3款1項1目、財産貸付収入。補正前の額14万9,000円、補正額5万1,000円の増、補正後の額20万円。中央美化センター跡地貸付収入でございます。

同款同項2目、利子及び配当金。補正前の額16万5,000円、補正額5,000円の増、補正後の額17万円。旧7町村分財政調整基金利子でございます。

同款2項1目、財産売払収入。補正前の額1,000円、補正額5,156万6,000円の増、補正後の額5,156万7,000円。中央美化センター跡地の売り払い収入でございます。

5款1項1目、繰越金。補正前の額100万円、補正額8,973万9,000円の増、補正後の額9,073万9,000円。平成28年度決算による剰余金を、繰越金として平成29年度の歳入とさせていただくものでございます。

12P、13Pをお願いします。歳出についてでございます。

2款1項2目、財産管理費。補正前の額14万9,000円、補正額14万9,000円の減、補正後の額0円。12節の役務費でございますが、手数料の不用額を5款1項1目基金費の財源とするために減額させていただくものでございます。

5款1項1目、基金費。補正前の額16万6,000円、補正額1億4,151万円の増、補正後の額1億4,167万6,000円。25節の積立金内訳でございますが、旧7町村分財政調整基金積立金5,177万1,000円、一般廃棄物処理施設整備基金積立金8,973万9,000円でございます。

以上で、議第10号「平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算

(第1号)」についての説明とさせていただきます。
ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

議第10号「平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議第10号「平成29年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第10、議第11号「財産の処分について」を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

日程第10 議第11号 財産の処分について補足説明をさせていただきます。議案書の議第11号をご覧ください。

財産の処分について、地方自治法第96条第1項第8号及び中央広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産でございます。

- 1 物件の表示 吉野川市川島町栗村字新池尻 6 0 7 番 2 3
- 2 地目 宅地
- 3 面積 1 7, 7 8 1. 6 7 m²
- 4 売払金額 5, 1 5 6 万 6, 8 4 3 円
- 5 相手方 吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1
吉野川市 吉野川市長 川真田哲哉

昨年 1 0 月の幹事会におきまして、吉野川市から中央美化センター跡地を屋外運動場用地として利用したい旨の申し出がございました。その後、譲渡の条件について構成市町で協議してまいりました。土地の鑑定金額は、吉野川市と組合それぞれが別の鑑定業者に依頼した結果、吉野川市が 1 m²あたり 2, 8 0 0 円、組合が 1 m²あたり 3, 0 0 0 円でございます。構成市町で協議した結果、1 m²あたり 2, 9 0 0 円を譲渡金額とすることとなりました。

今年の 2 月に正式に土地の譲渡願の提出があり、8 月 1 0 日に土地売買仮契約を結んだ状況でございます。この仮契約は、組合議会の議決と吉野川市議会の議決をもって本契約となるものでございます。以上で補足説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 号「財産の処分について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

異議なしと認めます。

よって、議第 1 1 号「財産の処分について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第11、議第12号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（北川 正司君）

議長。総務課長 北川。

○議長（細井 英輔君）

北川総務課長。

○総務課長（北川 正司君）

日程第11 議第12号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について補足説明をさせていただきます。議案書の議第12号をご覧ください。

地方自治法第286条第1項の規定により徳島県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な変更としまして、非常勤の水防団員の公務災害補償に係る事務及び消防吏員の消防賞じゅつ金等に係る事務について、5市町から共同処理の依頼があったため、別表第2中にそれぞれ共同処理する団体として追加する。また、本変更に合わせて消防賞じゅつ金等の支給対象を拡充し、さらに、本文と別表で異なる表記になっていた箇所を統一するものでございます。

施行日は平成30年4月1日でございます。以上で補足説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井 英輔君）

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

議第12号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井 英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号「徳島県市町村総合事務組合理約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付された事案は、全て終了しました。

これをもちまして、平成29年第2回中央広域環境施設組合理会定例会を閉会します。

午後2時35分 閉会

以上の会議録は事務局長の記載したものであり、その内容については大要において正確であることを認め、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員